

# 青森県後期高齢者医療広域連合の給与等について

平成20年3月31日

当広域連合は、平成19年2月1日に設立されました。そのため、平成18年度の状況については、平成19年2月及び3月の2か月分の状況となっています。また、市町村から派遣されている職員は、職員数に含まれていません。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
18年度	千円 15,789	千円 2,286	千円 2,875	% 18.21

(注) 市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当、単身赴任手当以外は派遣元から支給されていますので歳出額には含まれていません。派遣元で支給した人件費については、年度末に精算し負担金として派遣元に支払います。平成18年度の人件費負担金額は 3,349 千円です。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
18年度	人 2	千円 1,654	千円 837	千円 0	千円 2,491

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、19年2月1日現在の人数です。  
3 職員手当には市町村から派遣されている職員に支給された、通勤手当及び時間外勤務手当が含まれています。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
47.0 歳	413,500 円	494,204 円

### (2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分	広域連合	国
	初 任 給	初 任 給
大 学 卒	170,200 円 (172,200 円)	170,200 円 (172,200 円)
高 校 卒	138,400 円 (140,100 円)	138,400 円 (140,100 円)

(注) ( ) 内の数字は平成19年給与改定後の金額です。

### 3 級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	0 人	0.0 %
2 級	主 事	0 人	0.0 %
3 級	主 査	0 人	0.0 %
4 級	課 長 ・ 主 幹	1 人	50.0 %
5 級	課 長 ・ 主 幹	0 人	0.0 %
6 級	事務局長	0 人	0.0 %
7 級	困難な業務を所掌する事務局長	1 人	50.0 %
8 級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %

- (注)1 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

平成18年度は、支給されていません。

#### (2) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	482 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	80 千円

(注)市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

#### (3) その他の手当（19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している 場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,000～11,000円 2人目以降1人につき 6,000円 子が満16歳～22歳の加算 5,000円	同		80 千円	40,000 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤 することを常例としている場合 に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関 利用の場合 最高 55,000円 自家用車など利用の場合 最高 35,000円	異なる	自家用車な ど利用の場 合の最高額 (国は、 24,500円)	48 千円	16,000 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担し、又 は自宅に世帯主として住んでい る場合に支給されます。 借家、借間の場合最高 27,000円 持ち家の場合 定額 3,000円	異なる	持ち家の場 合の定額 (国は、購 入後5年間 2,500円)	12 千円	6,000 円
単身赴任手 当	派遣されたことに伴い、配偶者 と別居して単身で生活すること となった場合に支給されます。 最高 68,000円	異なる	異動など により、配 偶者と別居 して単身で 生活するこ ととなった 場合に支給	0 千円	0 円

寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 支給期間 11月～3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円 なお、平成19年度までは経過措置があります。	同		80千円	40,000円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額 = 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給されます。 支給額 = 77,400円	同		125千円	125,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 勤務1回につき 7,000円	同		0千円	0円

(注) 通勤手当については、市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

## 5 特別職の報酬の状況(19年4月1日現在)

区分	報酬(年額)
広域連合長	60,000円
副広域連合長	47,000円
議長	42,000円
副議長	35,000円
議員	28,000円

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
	普通会計部門	一般行政部門	総務	平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	総務	2	2	0		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 平成18年の職員数は、平成19年2月1日現在、平成19年は平成19年4月1日現在の人数です。

3 このほか、平成18年は4名、平成19年は19名が市町村から派遣されています。

### (2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未滿	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
							1		1				2